



学校だより



小川小学校 ○ 考える子 ○ 優しい子 ○ 元気な子

令和3年11月4日 No.23

《いじめ撲滅強調月間・児童虐待防止推進月間について》

いじめの未然防止・早期発見のために本校で取り組んでいることをQ&A方式で紹介します。

Q：どういふ行為をいじめと呼ぶのですか？

A： 「いじめ防止対策推進法」という法律に、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められています。

つまり、受けた側の人が嫌な気持ちになったり、痛みを感じたりすることを「いじめ」と呼びます。したがって、それを行った人が「いじめ」と考えていなくても「いじめ」になります。

Q：いじめの範囲がすごく広い気がしますが？

A： いじめはほんの小さなことから思わぬ方向に変わっていき、命に関わるなど重大で取り返しのつかない結果となってしまうこともあります。そのため、どんなに小さなことであっても、学校はいじめとしてとらえ、組織（チーム）で必要な指導を行い、速やかに解決につなげていくよう努めています。

Q：いじめは特別な子だけの問題ですか？

A： いじめは一部の子だけの問題ではなく、どの子もいじめられる側にも、いじめる側にもなるかもしれない問題です。国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる「いじめ追跡調査 2013年から2015年」によれば、「仲間はずれ、無視、陰口」について小中学生が「された経験」も「した経験」も9割の子供たちがあると答えています。

また、いじめっ子といじめられっ子のように直接の関係でなくても、周りで見て
いる子も「いじめ」を止められる重要な立場にいます。なぜなら「いじめ」を知って
いるからです。知っている止めないこと、何もしないことも問題なのです。



Q：いじめられたり、いじめを見たりしたらどうすればいいですか？

A： まずは、ひとりで抱え込まずに、友達、家族や学校の先生などに相談しましょう。あるいはスクールカウンセラーの方に悩みを伝えてみてください。

いじめを見たり、知ったりした人は保護者や学校の先生など信頼できる大人に伝えてください。みなさんの勇気ある行動が友達を救うことになります。

また、いじめられたり、いじめを見たとき、次に紹介する教育相談所に電話することも相談方法の一つです。
(文部科学省ホームページを参考)

《埼玉県でのいじめ撲滅の取り組み》

いじめられた子供には、心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県では、毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気付いたりしたら一人で悩まず、まずは学校に相談・通報してください。また、学校以外にも次の相談窓口等があり、利用できます。

○「よい子の電話教育相談(24時間365日対応)」埼玉県立総合教育センター

- ・子供用 7300 または 0120 86 3192
- ・保護者用 048-556-0874
- ・Eメール相談： s_oudan@spec.ed.jp
- ・FAX相談 0120-81-3192

(ハイ さいのくに)

※ Eメール、FAX相談の受信確認及び返信は、平日の9時から17時の時間帯に行っています。



(裏面に続きます)

○「いじめ通報窓口」埼玉県 教育委員会

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime_soudan_form.html

- ・この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。通報された情報は学校に提供します。学校は、あなたが送信したことがわからないように調査・対応します。

○「埼玉県警察少年サポートセンター」(月金/祝休日・年末年始を除く8時30分～17時15分)

- ・子供用 048-861-1152
- ・保護者用: 048-865-4152

◇以上のほか、「子どもスマイルネット」や「埼玉いのちの電話」、「さいたまチャイルドライン」等、様々な相談に対する各種窓口を開設しています。各種相談については、埼玉県ホームページをご覧ください。

○また、小川町では、小川町教育相談室や、ココットおがわにて、子供たちの悩みごとや心配ごと、心理的な相談に対応しています。なお、どちらも、保護者の方からの相談にも対応します。

◇小川町教育相談室 住所: 小川町大字高谷 2507-18 電話: 0493-72-6859

- ・「子供電話相談」 電話: 0120-88-4153
- ・相談室開設時間等 休日を除く月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時30分
(開設日時以外は留守番電話にて随時対応しています)

◇ココット(小川町子育て総合センター)

- ・電話: 0493-71-6811
- ・開設時間等 休日を除く月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時頃

《児童虐待防止推進月間について》

そして、11月は児童虐待防止推進月間でもあります。次の内容は、文部科学大臣より保護者、学校関係者、地域の皆さまに向けて発信しています。

「児童虐待の根絶に向けて ～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」(令和3年10月26日)

11月は児童虐待防止推進月間です。

子供たちへの虐待は、児童相談所の相談対応件数(速報値)が初めて20万件を超えるなど、極めて深刻な状況です。新型コロナウイルス感染症の影響による生活不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが一層高まっています。児童虐待により子供たちが傷つき、亡くなるようなことは、何としても無くさなければなりません。



虐待は、殴る、蹴るといった身体的虐待だけではなく、言葉で脅す、無視するなどの心理的虐待、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなどのネグレクトや性的虐待もあります。いずれも子供たちの心身に深い傷を残します。

保護者の皆さま、大切なお子さまの健やかな成長のため、「虐待はしない」と誓ってください。心に余裕がない時はストレスの解消など、皆さま自身が休むことも大切です。子育てに不安や悩みがある時には、身近な人に相談したり、自治体の相談窓口等を頼ったりしてください。

学校関係者の皆さま、日頃から子供たちと接する中で、児童虐待と疑われる事案に気付いた際は、速やかにチームとして対応し、市町村や児童相談所に通告するとともに、関係機関と連携して対応してください。

地域の皆さま、是非、子供や保護者の様子に関心を持って見守ってください。不自然な傷のある子供や子供の養育に無関心な保護者など、虐待が疑われるサインに気付いた際は、最寄りの児童相談所に繋がる全国共通ダイヤル「189」(“いちはやく”)に相談・通告してください。

児童虐待の防止には、家庭・学校・地域が一丸となって子供たちを見守り、育てることが重要です。文部科学省としても、関係省庁とともに取組を推進してまいります。皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和3年11月
文部科学大臣 末松 信介